

議案第25号

朝来市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
朝来市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和5年3月13日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布に伴い、移動端末設備用利用者証明用電子証明書の創設、認証業務に係る電子証明書の改称等を行う電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正法が本年5月19日までに施行されるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市印鑑条例の一部を改正する条例

朝来市印鑑条例（平成17年朝来市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を「利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条第4号中「個人番号カード」を「利用者証明用電子証明書」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第25号資料

朝来市印鑑条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(印鑑登録証明書の交付申請等) 第14条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、登録者は、自らの<u>個人番号カード</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。 (印鑑登録証明書交付申請の不受理) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しない。 (1)～(3) (略) (4) 前条第3項の規定による申請の際に、<u>個人番号カード</u>の暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）が一致しないとき。	(印鑑登録証明書の交付申請等) 第14条 (略) 2 (略) 3 前項の規定にかかわらず、登録者は、自らの<u>利用者証明用電子証明書</u>（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を用いて多機能端末機（本市の電子計算機と通信回線により接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）により、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。 (印鑑登録証明書交付申請の不受理) 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付の申請を受理しない。 (1)～(3) (略) (4) 前条第3項の規定による申請の際に、<u>利用者証明用電子証明書</u>の暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）が一致しないとき。